

独立行政法人国立病院機構柳井医療センターにおける 売店及び清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和7年7月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店及び清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和7年4月11日

柳井医療センター 院長 宮地 隆史

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構柳井医療センターにおける売店及び清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店及び自動販売機の運営の全般を実施する。

また、売店及び自動販売機で購入した弁当やパン等をイートインコーナーで飲食することから、イートインコーナーの運営及び清掃等についても売店運営事業に含めるものとする。

なお、イートインコーナーの運営については、病院の運営方針に基づき行うものとする。

(3) 貸付（運営）期間

令和7年7月1日 ～ 令和12年6月30日（5年間）

本貸付契約は、「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、当該事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 売店及び自動販売機の設置・運営に関して必要となる許可を受けていること。
- ③ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ④ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑥ 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ③ 売店・自動販売機の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④ 運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤ 賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒742-1352 山口県柳井市伊保庄95

独立行政法人国立病院機構柳井医療センター 事務部 企画課 業務班

電話0820-27-0211 内線222

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和7年4月11日(金)から同年4月25日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

① 登録期限

令和7年4月28日(月) 15時00分 (必着)

② 登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和7年4月30日(水) 15時00分 (必着)

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 開札(見積書の開封)

① 日時

令和7年5月9日(金) 14時30分

② 場所

大会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効

(2) 契約書作成の要否……要(定期建物賃貸借契約による予定)

(3) 企画書のヒアリング……必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口…上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、入札説明書による